

第2回個別対話における対話内容【公表版】

No.	項目	質問・意見等	回答
1	プールの形について	歩行プールの形は長方形と指定があるが、楕円等は問題ないか。	既存施設での介護予防プログラムの指導者から、「介護予防プログラムを実施するに当たり、長方形が望ましい」という意見があったため、角が丸くない長方形を指定していたが、適切な指導が行えるのであれば、楕円型・角丸型も可とする。
2	敷地内樹木について	敷地内樹木について	現時点では全て撤去の予定である。
3	南側道路拡張	南側道路の拡張は本工事の前という認識で良いか。	現時点では、市道拡幅工事時期は未定である。
4	質問回答77、78	必要図面の形式について。文章による表現でもよいのか。	意図がわかるものであれば形式は問わない。
5	工事期間中の多目的ホールの利用について	多目的ホールは工事期間中も使うのか。駐車台数はどれくらいを想定しているか。	地元協議によるが、基本的には多目的ホールは、工事期間も利用する。市の他の計画（敷地南側市道拡幅）と調整しながら、敷地のどこかに駐車場を設ける形となる。
7	質問回答書239	総括責任者、各業務責任者は、正社員とあるが、業務担当者はアルバイト、パートでもよいか。	業務担当者はアルバイト、パートで問題ない。地元雇用についても積極的に検討をお願いしたい。
8	既存施設の持込備品	質疑回答No17によると貴市より無償貸与される備品について現時点で具体的なリストはない、既存プールの備品活用も検討中のことだが、コストに大きく影響するような備品で活用可能なものを提示頂けないか。また提案前に既存施設の指定管理者と協議することは可能という理解でよいか。	既存施設の備品を活用いただくことは可能である。これに際して、既存施設の指定管理者と事前協議することは可能である。
9	諸室について	要求水準書P12「外部からプールサイドに直接出入りできる管理用の搬入・搬出口を、1か所以上設置すること。」P17「大型の器具の搬入や外部からの器具等の搬入に配慮すること。」とある。どちらも外部からの搬入口が必要か。	外部から直接出入りできる搬出入口を1箇所設置することで、要求水準書P12の、「プールサイドに直接出入りできる管理用の搬入・搬出口を確保」でき、かつ、P17の「大型の器具の搬入や外部からの器具等の搬入に配慮」することが可能であれば可とする。
10	現地説明会要旨	敷地南側にこども園があり、送迎用として使用・・・とあるが、当該交差点から北側の道路部分を、車両待機等に使用されるという想定か。	車両待機ではなく、地元住民がこども園への送迎のため通行することが多いことをご認識していただくために記載した。当該道路は市道のため、敷地への進入について通行を制限することはないが、地元住民の利用に配慮するために、敷地西側の道路をプールへのアクセス用として利用することを原則とする。
11	整備範囲について	管理境界線より西側（多目的ホール側）の敷地の利用想定はあるのか。また、この部分も今回の整備範囲に含まれているか。	管理境界線より西側（多目的ホール側）の敷地の利用は指定管理者である白鳥コミュニティ協議会により計画があるようだが、現時点で公表できるものはない。いずれにしても、整備範囲は白鳥コミュニティ協議会管理区域外のみとなる。（市ホームページ 参考資料1 参照）
12	質問回答74、283	質疑No.74「様式6をWord以外で作成した場合、Wordに貼り付けて提出」、質疑No.283「様式6をWord以外で作成した場合、PDFで提出OK」とあるが、「PDFで提出」を正と考えてよいか。	原則はWordとするが、印刷がうまく表示されないなどやむを得ない理由がある場合にはPDFでの提出もかまわない。
13	現地説明会要旨	多目的ホールとの境界の設えはどのようになるのか。	フェンスや壁の設置は想定していない。また、敷地境界、管理境界とも境界ピンなどで区分し、併せて座標管理もする予定としている。境界のための構造物設置は、事業者提案とする。

第2回個別対話における対話内容【公表版】

No.	項目	質問・意見等	回答
14	現地説明会要旨	南東の進入路の扱いについて確認したい。田畑に行く農道は残すのか。 また、多目的ホールの南側市道からの出入口について確認したい。	現南東側の敷地内通路は現状のまま残し、常時、近隣住民等が農道等への通行可能とすること。 また、現南東側からの現小学校出入口の位置に関しては、温水プールの計画において変更することは可能である。 ただし、近隣住民の白鳥コミュニティセンターへの通行動線（車両、自転車、歩行者等）を確保すること。 なお、駐車場や建物配置によって、敷地内を迂回することは認めるが、なるべく最短距離となるように計画すること。
15	周辺道路	多目的ホール沿いのL字型道路は車の進入路という認識でよいか。	車や自転車、歩行者などの通路である。
16	諸室計画	ウエットゾーンからドライゾーンへの前室について、すのこ等を設けてしっかり水を切ることができれば、室を区切る扉を設ける必要はないか（冷暖房や湿度の問題をクリアした前提）。	ご認識のとおり。
17	トレーニング機器の購入	トレーニング機器は購入して備品購入費として換算できないか。	ニーズに即した更新も必要なことから、トレーニング機器は、リースとすること。
18	現地説明会説明要旨（敷地中央の東西にある用水路について）	敷地外水路の使用料は発生しないと考えてよいか。	水利組合との協議による。
19	現地説明会説明要旨（プール排水管の説明）	プールの排水は雨水扱いと考えてよいか。	市担当部署との協議による。
20	現地説明会説明要旨（プール排水管の説明）	浄化槽からの排水はプール排水と同じ経路と考えてよいか。	市担当部署との協議による。また、地元水利組合との協議も必要。
21	既存施設の図面	学校既存施設の設備図（系統図）があれば提供いただきたい。	希望する設備図はない可能性が高い。所有する図面については、閲覧は可とするので、閲覧希望企業（グループで1社のみ）が事前に連絡すること。 ※ S56校舎増改築工事図面、H7空調設備新設図面、H15水道配管図（手書き図面）S50改築工事建築確認書、S59ランチルーム建築確認通知などを所有
22	質問回答書106	開館時間を延長した場合、延長した時間帯は自主事業あるいは、自由提案事業としますとあるが、収入は利用料収入として処理し、提案書には自主事業または自由提案事業に記載するという理解でよいか。開館延長も自由提案事業になるか。	延長した時間帯において、会員専用となる場合など特定される者のみの利用とする場合などは、自主事業又は自由提案事業となるが、一般利用も含めて特別に料金を徴収しない場合は、区分が難しいことから、指定管理の範囲内としても差し支えないものとする。
23	自由提案事業	自由提案事業者について参加表明の追加や提案するにあたって参加表明は不要として頂けないか。賃料等の商務条件が未確定な状態での参加表明は困難である。	参加表明の追加は受け付けないが、参加表明企業の委託事業者としては可能と判断する。なお、自由提案事業として提案した内容が変更することは、原則不可とする。
24	管理範囲について	敷地内は誰でも入出場可能な想定か。誰でも自由に使えると管理が困難である。	新温水プール建物のみ、入出場管理していただき、その他の外構部は、利用料金が発生する場所について、事業者により適切に管理していただくことを原則とする。なお、駐車場は、白鳥コミュニティ協議会と共有となるため、詳細については、多目的ホール管理者との協議により決定するものとする。